

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



相続・贈与編

Q

私は上場企業X社の創業者であり、また株主でもあるのです。最近の株価水準を考慮して、時価が低い今のうちに子供へX社株式を贈与しようかと考えています。そこで相談なのですが、私は従前の税制についてはある程度理解しているものの、一部可決した平成23年度税制改正法案が及ぼす影響については、正直なところあまりよく理解していません。当該改正が、前述の贈与に及ぼす影響をどのように影響するかについて、教えてください。

私	3200株	8%
長男	400株	1%
次男	0株	0%
その他の外部株主合計	36400株	91%
計	40000株	100%

(次回配当予想) 1株当たり5万円

A

贈与税については改正の影響はありますが、大口株主等の要件の見直しに関する改正が、配当所得にかかる税負担に影響を及ぼすと考えられます。

平成23年税制改正によ

り、5%未満の個人株主にお

いては、従前の制度では配当所得について10% (所得税7%、住民税3%) の軽減税率が適用されてきたところ、改正後は総合課税(配当控除考慮前最高税率50%) が適用されることとなりました。この改正は、平成23年10月1日以降に支払いを受ける配当等について適用されます。

つまり、ご質問のケースで考えますと、あなた、長男および次男いずれかの贈与後の株式保有割合が、3%以上5%未満となる場合には、改正の影響が表れてくることとなります。数値を交えながらの方が分かり易いと思えますので、具体的な設例をもとに説明します(便宜上、最高税率50%が適用され、配当控除は考慮しないものとしま

す)。(1) あなたが保有する株式の半分を、長男と次男へそれぞれ贈与する場合

贈与後の保有割合はあなたが4%、長男が3%、次男が2%となります。

で、配当所得にかかる税負担は以下ようになります。

	改正前	改正後
あなた	5万円×1600株×10% =800万円	5万円×1600株×50% =4000万円
長男	5万円×1200株×10% =600万円	5万円×1200株×50% =3000万円
次男	5万円×800株×10% =400万円	5万円×800株×10% =400万円
計	1800万円	7400万円

次男については改正前後とも大口株主等に該当しないため相違はありませんが、あなたと長男は改正後には大口株主等に該当するため、税負担が大幅に増加します。

(2) あなた、長男および次男が同数を保有するよう贈与した場合

	改正前	改正後
全員	5万円×1200株×10% =600万円	5万円×1200株×50% =3000万円
計	1800万円	9000万円

幅に増加します。

なお、税法上の話ではありませんが、あなたは金融商品取引法上の大量保有者に該当しているため、(1)(2)いずれのケースでも贈与時には変更報告書の提出が必要となる点に留意が必要です(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第8条)。

検討にあたっては、顧問税理士や会計士等の専門家に相談ください。

小谷野幹雄 (こやの・みきお)  
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA  
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス  
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>